

# 議案提出書

平成27年12月25日

福島県議会議長 杉山純一様

提出者	福島県議会議員	宮本	しづえ
	同	渡辺	義信
	同	吉田	栄光
	同	佐藤	金正
	同	亀岡	義尚
	同	佐藤	憲保
	同	瓜生	信一郎

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

提出理由

行政不服審査法の施行に伴い規定の整備を行う等のため、所要の改正をしようとするものである。

## 議案第二十五号

福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

### 第三章 審査請求

#### 第一節 審査請求に関する手続

第三章第一節中第二十条の前に次の一条を加える。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第十九条の二 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第二十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を「裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第二十条第二項中「前項の決定」を「第一項の裁決」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による意見聴取は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十一条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る

開示決定等」の下に「(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第二十三条第一項及び第六項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十四条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十六条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人等から」を「第二十四条第三項若しくは第四項又は前項の規定による」に、「が提出された場合、不服申立人等」を「の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等」に、「その旨を通知」を「送付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十六条に次の一項を加える。

3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十七条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「に対し、」の下に「第二十四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定により」を、「資料」の下に「(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(反論書等の提出)

第二十七条の二 議長は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

一 行政不服審査法(以下この条において「法」という。)第九条第三項において読

み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出された反論書

二 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出された意見書

三 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続の記録

四 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

五 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

第二十八条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十九条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福島県議会情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第十二条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第六条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行の日前にされた開示決定等又はこの条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県議会情報公開条例の規定の適用については、なお従前の例による。